

ふれあい事業に対して、助成金を交付する。

B 助成対象事業

- ① 地区の高齢者が一同に会し、演芸の鑑賞、会食、懇談などを行う事業。
- ② 地区の高齢者と地域の方々の交流を目的としたイベントで、高齢者が中心のもの（高齢者と小学生のゲートボール大会、ゲーム大会など）
- ③ 地区行事（地区運動会や盆踊り大会、カラオケ大会など）に高齢者を招待して、地区の方々と交流取り組み（ただし、助成は高齢者の招待に関する部分のみ対象）
- ④ その他、助成目的に資する事業

C 助成額

地区内の世帯数×50円

D 助成対象経費 i

ポスター、チラシ、案内状の作成、郵送料など

当日の経費・・・出演者の謝礼などイベントに要する経費、参加者が当日飲食する経費、会議使用料、参加者記念品（イベントをしない場合は対象外）

社協助成金は、会費収入及び歳末たすけあい募金の65%～50%に変更し、15%分は小地域福祉活動助成の増額に活用させていただきます。

(5) 令和6年度自治町会長連絡会の開催について（区長との意見交換会）

開催日時 令和6年7月12日（金）午後2時～午後4時

場 所 金町地区センター5階ホール

過去の当町会意見（・自治町会の会議場所について、・ヘルメット購入費助成について）

(6) 葛飾区緑化推進功労者の推薦について（依頼）

推薦期限 令和6年4月9日（火）

(7) 葛飾区歩きスマホの防止に関する条例について

令和6年1月1日に条例が施行されました。

掲示チラシを参照